

会

議

午前10時 0分開会

議長（大黒孝行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成24年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席をしたい旨の届け出がありました議員は、4番 土屋雄二君であります。

会期の決定

議長（大黒孝行君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より23日までの17日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は17日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知をいたしました案のとおりでありますので、ご承知おきを願います。

会議録署名議員の指名

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、10番 田坂富代君と11番 土屋 忍君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月12日、第127回静岡県東部地区市議会議長会が伊豆市で開催をされ、私と副議長が出

席をいたしました。

この議長会では、三島市提出の「成年被後見人の選挙権等の保障について」及び伊豆市提出の「有害鳥獣被害対策の充実・強化について」の2件の議案を審議し、可決をされました。この提出議案2件につきましては、2月2日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定をいたしました。

次に、2月2日、第142回静岡県市議会議長会定期総会が浜松市で開催をされ、私と副議長が出席をいたしました。

この総会では、平成23年度会務報告並びに平成24年度の予算審議を初め、三島市提出の「成年被後見人選挙権等の保障について」、伊豆市提出の「有害鳥獣被害対策の充実・強化について」、島田市提出の「地域公共交通の運営基盤の強化について」及び袋井市提出の「原発に依存をしないエネルギー政策への転換について」の4件の議案が審議をされ、可決をされました。この議決事項の処理につきましては、会長に一任することに決定をいたしました。

続いて、平成24年度当議長会の役員改選が行われ、下田市は県議長会の副会長に選任をされました。また、静岡県地方議会議長連絡協議会理事に内選をされました。

この総会で、当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、森 温繁議員が議員25年以上の特別表彰を受けました。森議員には後ほど伝達をいたします。

次に、1月31日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成23年度第3回政策研修会が静岡市で開催をされ、私と副議長が出席いたしました。この研修会では、東京大学名誉教授の養老孟司氏を講師に、「これからのエネルギーを考える」と題した講演を聴取いたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

1月24日、山形県村山市の議員5名が「幕末からの影響と今日に至るまでの行政のまちづくりについて」及び「限られた議員数における議会運営について」視察されました。

また、2月10日に岡山県倉敷市の議員6名が「まちづくりに対する基本的方針について」及び「まちづくりサポータークラブについて」を視察されました。

次に、報告書の提出について申し上げます。

下田市教育委員会委員長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、「平成22年度下田市教育委員会自己点検・評価報告書」の提出がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書1件、要望書1件でございます。

国土交通省管理職ユニオン中部支部委員長松井正己氏より送られてきました「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続・拡充を求める陳情書」1件、3.1ピキニデー静岡県実行委員会代表、静岡県原水爆被害者の会会長川本司郎氏外4名より送られてきました「非核日本宣言を求める意見書」の採択に関する要望書1件の写しを配付をしてありますので、ご覧ください。

それでは、ここで先ほど申し上げました、第142回静岡市議会議長会定期総会で表彰を受けられました森 温繁議員に表彰状の伝達をいたします。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしますので、ご了承を願います。

表彰を受けられました森議員は、中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

議長（大黒孝行君） ここで、表彰を受けられました森 温繁議員よりごあいさつがございます。

どうぞ。

13番（森 温繁君） どうも、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

勤続25年と言いますと、思い浮かべるのは、私がサラリーマン時代に職場で先輩の方が銀時計を持ちまして、「先輩、それは何ですか」と言ったら、「永年勤続25年の表彰を受けたんだ」という話が、今でも印象に残っております。すごいな、一つの職場で25年もよく辛抱できるもんだなんて思ったことを今思い浮かべます。私もこうして議員生活25年を今日迎えられたということは、大勢の方にお世話になり、またご指導を受けたおかげだと非常に感謝しております。

私の信条は、議員である前に真っすぐな人間になれというのが信条でございますが、これを機に今後も市民の皆様にも少しでも役に立ちたいなと思って、また頑張っていきたいと思っております。これからも、どうぞ皆さんよろしく願います。

本日はありがとうございました。（拍手）

議長（大黒孝行君） 次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知並びに下田市選挙管理委員会委員長から、地方自治法182条第8項の規定により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由が発生した旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読をいたさせます。

局長補佐（鈴木邦明君） 朗読いたします。

下総席第27号。平成24年3月7日。

下田市議会議長、大黒孝行様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成24年3月下田市議会定例会議案の送付について。

平成24年3月7日招集の平成24年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度下田市一般会計補正予算（第8号））、議第1号 和解について、議第2号 損害賠償の額を定めることについて、議第3号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について、議第4号 あらたに生じた土地の確認について、議第5号 字の区域の変更について、議第6号 平成24年度固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例の制定について、議第7号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第9号）、議第8号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第9号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第10号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第11号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）、議第12号 共立湊病院組合規約の全部を変更する規約について、議第13号 指定金融機関の指定について、議第14号 下田市税賦課徴収金条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 下田市消防団条例の全部を改正する条例の制定について、議第19号 平成24年度下田市一般会計予算、議第20号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第21号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第22号 平成24年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第23号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第24号 平成24年度下田市介護保険特別会計予算、議第25号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第26号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第27号 平成24年度下田市下水道事業特別会計予算、議第28号 平成24年度下田市水道事業会計予算。

下総席第28号。平成24年3月7日。

下田市議会議長、大黒孝行様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成24年3月、下田市議会定例会説明員について、平成24年3月7日招集の平成24年3月

下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 滝内久生、総務課長 鈴木貞雄、市民課長 峯岸 勉、税務課長 前田眞理、会計管理者兼出納室長 鈴木孝子、監査委員事務局長 大野信夫、建設課長 井出秀成、上下水道課長 藤井睦郎、観光交流課長 稲葉一三雄、産業振興課長 山田吉利、健康増進課長 平山廣次、福祉事務所長 原 鋪夫、施設整備室長 土屋和寛、環境対策課長 大川富久、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会生涯学習課長 佐藤晴美。

下選管第2号。平成24年1月16日。

下田市議会議長、大黒孝行様。下田市選挙管理委員会委員長、小澤秀一。

下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について（通知）。

平成24年4月25日をもって、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了しますので、地方自治法第182条第8項の規定によって通知します。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 以上で諸般の報告を終わります。

下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名推選の方法につきましては、選考委員会を設置し選考したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、指名推選の方法については、選考委員会を設置し選考することに決定をいたしま

した。

重ねてお諮りをいたします。

選考委員会の委員の選出につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、選考委員は議長において指名することに決定をいたしました。

選考委員に次の方々を指名いたします。

2番 小泉孝敬君、3番 伊藤英雄君、5番 鈴木 敬君、6番 岸山久志君、7番 沢登英信君、10番 田坂富代君、11番 土屋 忍君。

以上、7名の方々にお願いをいたします。

ただいま指名をいたしました選考委員の方々は、23日の本会議開会までに選考をお願いいたします。

報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度下田市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 議案件名簿の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第1号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めますのでございます。

なお、専決の日は平成24年2月3日でございます。

恐れ入りますが、別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の内容でございますが、国の第3次補正に対応し、消防団のデジタル無線機94台を整備するため補正したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成23年度下田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ457万9,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億9,094万5,000円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるということで、予算書の2ページから3ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、18款2項1目1節財政調整基金繰入金は300万円の追加で、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

市民課関係、14款2項1目3節国庫消防団安全対策設備整備費補助金は157万9,000円の追加で、国庫補助金を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、企画財政課関係、12款1項1目予備費20万5,000円の減額は、歳入歳出調整額、市民課関係、8款1項2目5810消防団活動推進事業478万4,000円の増額は、消防団デジタル無線機購入費用でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第1号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第1号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第8号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長(大黒孝行君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番(伊藤英雄君) このデジタル無線機の購入によって、具体的にはどのような効果が見込まれるんですか。

議長(大黒孝行君) 市民課長。

市民課長(峯岸 勉君) 消防団の活動におきましては、12月議会で申し上げましたけれども、特定小電力トランシーバーというのを既に配置してございます。このデジタルトランシーバーですと、特定小電力トランシーバーよりさらに距離を置いた発信ができるということで、94台につきましては、各消防団の班長以上にお持ちいただくと、そういう予定です。消防団活動が向上するということでございます。

議長(大黒孝行君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度下田市一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議第1号及び議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第1号 和解について、議第2号 損害賠償の額を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） それでは、議第1号 和解について、議第2号 損害賠償の額を定めることについて、一括説明させていただきます。

まず、議案件名簿の2ページ、あわせて条例改正関係等説明資料の1ページをお開きください。あわせまして、別途席のほうに配付させていただきました写真入りの1枚のA4の資料をご用意ください。

それでは、議第1号 和解についてでございます。

平成23年11月21日正午頃、下田市が管理します白浜漁港（板見地区）静岡県下田市白浜字

三穂ヶ崎2754番1地先、漁港区域におきまして、落石が原因により相手方所有の車両の一部を破損する損害を与えた件について、次のとおり和解するものでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

和解事項につきましては、下田市が相手方に対し損害賠償金を支払うものでございます。

相手方は、下田市に対して、本件に関し裁判上、裁判外を問わず一切異議請求の申し立てを行わない内容となっております。

提案理由につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

下田市で管理します白浜漁港区域の陸域板見護岸背後地で発生した事故で、第三者に損害を与えましたので、国家賠償法第2条の規定により話し合いを行ってまいりました。相手方には大変ご迷惑をおかけしましたが、何とかご理解を得られまして、このたび合意することができましたので、和解についての議決をお願いするものでございます。

次に、議第2号、議案件名簿3ページをお開きください。

議第2号 損害賠償の額を定めることについてでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

損害賠償の額につきましては、57万8,000円でございます。

提案理由につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

事故の内容につきまして、概要ですが現場を確認しましたところ、落石は高さ約8メートルのところにはがれ落ちた形跡がありまして、最大の物でおよそ縦1.8メートル、横1メートル、高さ、厚みですか50センチ、これが約2トンほどと推定されますけれども、こういったものを最大にして五、六個の落石が認められました。被害車両につきましては前部と左側面が破損したものであります。

金額の内訳でございますが、見積もりによりますと修理費がフロントバンパー、ラジエーターグリル、左フロントフェンダー、左フロントドア、左スライドドア等を全部取りかえになります。保険会社さんのほうの見積もりですと52万4,790円ですが、当該車両の時価額が48万8,000円を超えているため、全損ということで該当金額は48万8,000円となります。代車費用が9万円ということになりますので、合計額で57万8,000円ということでございます。

損害賠償の額57万8,000円につきましては、市が加入しております全国市町会市民総合賠償補償保険の保険金として収入を受け入れさせていただきます。

議第7号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第9号)で収入として入れてございますけれども、20款の諸収入、4項雑入、4目雑入、15節保険金受け入れ金。歳出としては、22節補償補てん及び賠償金で、歳入歳出それぞれ同額を計上させていただいております。

また、現地は、現状でございますけれども、現在その事故後、船揚げ場から先への車両の進入禁止、写真に載せさせていただいておりますけれども、A4の1枚の紙でございますけれども、バリケードを固定させていただいております。これは車が入れないような形にさせていただいて、がけ下への立ち入りについても、ちょっと写真のここですと遠くに見えますのでちょっと見にくいんですけども、がけ下への立入禁止を、バリケードで立入禁止措置ということで措置をしてございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(大黒孝行君) 議第1号及び議第2号の当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第1号 和解についてに対する質疑を許します。

7番。

7番(沢登英信君) この資料の写真で見させていただきますと、夏場には違法なバナナボートの発着地と言ったらいいかと思うんですが、ところの通路ではないかと思うわけです。そういう点でいきますと、この漁協、ここをどのように管理してきたのかという点についてお尋ねをしたい。

具体的に言いますと、この写真で見ますと、城山公園のようにここを駐車場として貸せるというような形態ではないと思うんです。むしろここに漁業関係者以外の方が立ち入ることは差し控えてほしいという、こういう場所ではないかと思うんです。したがって、駐車場でもないようなところに車をとめて、被害があったので市が補償するんだと、こういうことのようにございますが、ここら辺の論理と申しますか、物の考え方はどうなっているのか。市に本当にそういう意味での損害を賠償していく責任がどういう取り決めの中であるのかという点についてお尋ねをしたいと、こう思います。

議長(大黒孝行君) 産業振興課長。

産業振興課長(山田吉利君) 今の沢登議員のご質問で、市にどういったことで瑕疵があって補償をしたのかというご質問だと思います。一言で申しますれば、市はある程度過去にもその手前の部分ですね、漁港の部分、市道の部分、落石や災害でいろいろな事故というか土砂崩れ等がありましたので、そういった対策は随時やってきたところなんです。この部分につい

ては、背後地が今回落石があったところについては下田の市有地でありまして、今回の部分については特に漁港施設等は、例えば建物等はないところなんですけれども、その先に防波堤と申しますか護岸が、岸壁がございます。そういうことで、その通路にもなっているということで、ふだんは地元の方々が管理も含めてやっていただいているところなんですけれども、ふだんは漁業関係者以外立入禁止ということで手前にバリケードを置いてあるんですけれども、たまたまこの時期と申しますか車が通れるように横によけてあったということで、そういった部分の管理の瑕疵があったのかなというふうに考えております。

ですから、道路でもありませんので、なかなかその辺までの管理がし切れなかったと、そういう意味での管理瑕疵があったのかなというふうに考えております。バリケードが開いていたということで進入防止が不完全であったと、そういう意味で管理瑕疵があったのではないかなというふうに私どもは判断しております。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 何かこじつけたような瑕疵ではないかというような気がするわけです。漁港の管理がどうあるべきかということは、やはりきっちり調査する必要があると思うわけです。ふだんは漁業関係者以外は進入禁止の場所だと、道路でもない。そこへ無断でとめて、こういう事故に遭ったと。大変不幸な事故だったとは思いますが、そういう事例の場合、本当に市としてこの損害を賠償する責任があるのかないのか。ただ、保険に入っていて出せるから出すんですよというようなことでは、ちょっと不十分ではないかと。もう一度きっちり点検をしていただいたらいかがかというような思いがするんですけれども、どうなんでしょうか。その点、再度の同じ答弁になるのかもしれませんが、その瑕疵というのはどういう法体系の、あるいは条例のところから出てくるような瑕疵だと、こういうご答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。ただ、瑕疵があると思うというそういうことでは、やはり対応をしてはまずいのではないかと。法令条文に従って、こうこうこういう瑕疵だと。そう思うわけです。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 今のご質問ですけれども、確かに条例とかそういったものではっきりしたものがあるわけではございませんけれども、やはり背後地が市有地であること、それから、通常は単なる通行路と申しますか、要は漁民の方々、関係者の方々が通る通行路ということでありまして、護岸、それから岸壁等への通行路ということで利用されているわけです。

道路等の事故については、明らかな保険等で対応をしていると。この場合には、今回国家賠償法に基づくということで市民総合賠償責任保険というものが適用される。これは保険会社さんともお話をした中で、お互いにその辺の話がついたということです。それから、ご本人につきましても、損害額が車両の額ですから、損害額よりも補償額が時価額ということで下回ったということで、相手の方もそれなりの負担をしていると。既に聞いたところによりますと新車を購入したということですので、100%市が補償したわけではないということで、私どももそういうことで保険会社等との確認もいただいておりますので、問題ないというふうに考えております。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 当局の管理責任上の瑕疵があるんだと、こういう見解であるとすれば、その瑕疵を起こした責任は、当局としてどなたが、どうとるんですか。当然、市長がこの瑕疵があるということを知ったのなら、その責任を執行者としてとるのが当然ではないかと思いますが、どういう責任をとろうとされているのかお尋ねします。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 今のご質問ですけれども、一般的に事故、これは道路事故でもそうですし、交通事故でもそうですけれども、こういったお互いの話し合い、そういったことで解決してきているのが現実でございます。そういう意味で、現実の形に則してやっております。実際の交通事故等、市が加害者だったり被害者だったりありますけれども、そういうことで対応しておりますので、特にこれが特別なものになるのかということ、そうは考えておりません。あくまで一般の事例と同様な扱いで処理をさせていただいたというふうに認識をしております。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 板見の漁港に釣りに来られて駐車していた車が、落石で大変な損害を受けたと、大変そういう意味では不幸な事件だと思いますが、市に本当に管理上の責任があるのかということになりますと、漁港内への立ち入りは禁止をするというような仕組みの中にあると思うわけであります。そういう中で、やはり損害、瑕疵が当市のほうにあったと、こういうぐあいには考えられないわけであります。

したがって、この損害賠償の第1号の和解につきましては、もう一度検討をし直す必要があるのではないかと、こう思うわけであります。しかも、瑕疵を認めるのであれば、当然管理不行き届きということになるわけですので、当局はその責任をきっちりととるという姿勢がなくて、和解で、保険で金額さえ補償されればそれでいいんだと、こういうことではやはり行政を預かる者として不十分ではないか。次々とこのような事態や状況に対応できなくなるのではないかという意味で、きっちりした態度を当局に求めたいと、こういう観点から反対をするものであります。

議長（大黒孝行君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数でございます。

よって、議第1号 和解については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第2号 損害賠償の額を定めることについてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数でございます。

よって、議第2号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第3号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） それでは、議第3号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約につきまして、説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の4ページ、5ページをお開き願います。

この議案は、構成団体の執務場所の変更によりまして、賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を5ページの内容のとおり変更することにつきまして、構成団体と協議するに当たりまして、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、構成団体である南伊豆町の役場移転に伴い、協議会規約の変更

を行うというものでございます。

それでは、協議会規約の変更内容につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

条例改正関係等説明資料によりご説明をさせていただきますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の2ページ、3ページをお開き願います。

資料の見開き左側のページが変更前、右側ページが変更後となっており、アンダーラインの部分が今回変更させていただくところでございます。

変更の内容につきましては、別表(第3条関係)中、「賀茂郡南伊豆町下賀茂328番地の2 南伊豆町役場内」を「賀茂郡南伊豆町下賀茂315番地の1 南伊豆町役場内」改めるというものでございます。

また、お戻りいただきますが議案件名簿5ページのほうに戻っていただきます。

附則でございますが、この規約につきましては関係市町の協議が定まった日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、議第3号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約につきまして説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(大黒孝行君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(大黒孝行君) 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(大黒孝行君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(大黒孝行君) 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第3号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議第4号及び議第5号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第4号 あらたに生じた土地の確認について、議第5号 字の区域の変更について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） それでは、議第4号 あらたに生じた土地の確認について並びに議第5号 字の区域の変更についてを一括して説明させていただきます。

では、議案件名簿の6ページ、あわせて条例改正関係等説明資料の4ページをお開きください。

まず、議第4号でございます。あらたに生じた土地の確認について。

提案理由は、白浜漁港板戸地区水産基盤整備事業により、公有水面が埋め立てられ、新たに土地が生じたためでございます。これは地方自治法第9条の5第1項の規定、市町村の区域内に新たに土地を生じた時は、議会の議決を経てその旨を確認し、県知事に届け出なければならないというもので、この規定に基づきまして新たに生じた次の土地の確認をお願いするものでございます。

新たに生じた土地は、先ほども申し上げましたが、白浜漁港板戸地区水産基盤整備事業の中で梶浦の物揚げ場及び取りつけ護岸として計画されたものでございます。

場所につきましては、平成15年7月25日付で埋立免許された位置を、少しわかりにくいかと思いますが、番地で表記されているものを読み上げさせていただきます。

静岡県下田市白浜字浜321番、329番2、329番1、332番及び334番に接する道路敷、同市白浜字浜334番南側に接する水路敷、同市白浜字浜374番、375番8、375番2、375番4及び383番3に接する道路敷、同市白浜字浜383番2、385番4、399番、400番1、401番1、402番1及び403番1、同市白浜字浜404番1に接する国有海浜地及び道路敷並びに同市白浜字浜413番1地先の公有水面埋立地でございます。

白浜漁港、板見地区の海側の防波堤を利用し埋め立てたところでございます。面積は全部

で1,552.10平方メートルということで、ちょっと番地ですと、規定上番地で土地の確認、埋立区域を設定するんですけれども、具体的に申しますと畚び満がございます。畚び満の伊東側に隣接しておりまして、そこから延長が140メートル程度ございますので、その国道沿いの地番を設定したということでご理解いただきたいと思います。国道に沿った地番がございますので、その地番で設定させていただいているというふうにご理解ください。

次に、これに関連しまして議第5号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

提案理由は、先ほど議第4号でご説明いたしました新たに生じた土地が確認されたため、地方自治法第260条第1項の規定、すなわち市町村の区域内の字の区域を変更しようとするときは、議会の議決を経てこれを定め、県知事に届け出なければならないというもので、この規定に基づきまして字の区域の変更をお願いするものです。

字の区域の変更は、静岡県下田市白浜字浜に編入する区域として、先ほどと同様でございますが、静岡県下田市白浜字浜321番、329番2、329番1、332番及び334番に接する道路敷、同市白浜字浜334番南側に接する水路敷、同市白浜字浜374番、375番8、375番2、375番4及び383番3に接する道路敷、同市白浜字浜383番2、385番4、399番、400番1、401番1、402番1及び403番1、同市白浜字浜404番1に接する国有海浜地及び道路敷並びに同市白浜字浜413番1地先の公有水面埋立地。先ほどと同じように面積1,552.10平方メートルでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第4号 新たに生じた土地の確認についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第4号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第5号 字の区域の変更に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第5号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第6号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第6号 平成24年度固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（前田真理君） 議第6号 平成24年度固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の8ページをお開き願います。

8ページは議案の鏡でございますが、平成24年度固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例を、次のページ、9ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由につきましては、国におきまして地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の改正を実施する予定でありますが、昨日現在において可決されてなく、税制改正の見通しが不透明であるため、納期を1カ月延期し、事務に支障が生じないようにするものでございますというふうに、昨日まで書かせていただいております。今日ご説明をするために、こういうものを用意しておりました。ところが、昨日国のほう、国会のほうで若干動きがあったようです。本日の新聞を見ますと、昨日、やはりこの税制改正法案に賛成する方針を自民・公明両党が決めたという報道がなされております。明日8日に、来年度予算案とともに衆院が通過する予定であるというようなことも読めます。

ところが、この納期の変更でございますけれども、明日明後日にこの法案が通ったといたしましても、今から4月末の納期に合わせまして固定資産税の納税通知書をつくるということが非常に困難な状況になっております。ということでございますので、予定どおり納期を1カ月延期し、事務に支障がないようお願いしたいというものでございます。

次のページをお開きください。

平成24年度に限り、固定資産税及び都市計画税の第1期の納期並びに固定資産税額（下田市税賦課徴収条例第68条第4項の規定によって、都市計画税をあわせて徴収する場合には、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする）が、4,000円未満である場合における納期は、条例第67条第1項及び第156条第1項の規定にかかわらず、5月15日から同月31日までとする。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

納期の変更でございますので、住民への周知に十分な対応をしていきたいと考えておりま

す。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第 6 号 平成24年度固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 6 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前 10 時 53 分休憩

午前 11 時 3 分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 7 号～議第 11 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第 7 号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第 9 号）、議第 8 号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）、議第 9 号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、議第10号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、議第11号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第 5 号）、以上 5 件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 議第 7 号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第 9 号）から、議第10号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）まで、一括してご説明申し上げます。

別紙浅葱色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

議第 7 号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第 9 号）の補正の主な内容でございますが、歳入では事業精算による減額、防災関係県補助金の追加、社会保障関係、国・県補助金の追加でございます。

歳出でございますが、各事業精算による減額、社会保障関連経費の増額、国民健康保険繰出金の減額、共立湊病院組合負担金の増額でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成23年度下田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,391万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億7,703万円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから3ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

繰越明許の事業は1件で、10款2項の公共道路橋梁施設災害復旧事業（9月21日災）で、金額は1,187万5,000円でございます。この事業は、平成23年9月21日に接近した台風15号により被災した市道須郷線道路災害復旧事業で、年度内に完了する見込みがつかないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

1ページに戻っていただきまして、第3条債務負担行為の補正でございますが、第1項債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正 1追加」によるということで、補正予算書の6ページをお開きください。

債務負担行為の追加は1件で、事項は可燃ごみ収集業務委託料、期間は平成23年度より平成25年度まで、限度額は事業予定額5,348万円の範囲内で可燃ごみ収集業務委託契約を平成23年度において締結し、平成23年度予算計上額68万円を超える金額5,280万円については、平成24年度以降において支払うものでございます。

1ページに戻っていただきまして、第2項債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正 2変更」によるということで、補正予算書の7ページをお開きください。

債務負担行為の変更は1件で、事項は新庁舎等建設基本構想・基本計画作成業務委託料で、期間に変わりはなく事業予定額1,800万円を1,271万6,000円に、平成23年度予算計上額720万円を平成23年度予算計上額500万円に、平成24年度以降支払額1,080万円を平成24年度以降支

払額771万6,000円に変更するものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、第4条は地方債の補正で、地方債の変更は「第4表 地方債補正」によるということで、補正予算書の8ページをお開きください。

地方債の変更は5件でございます。

1件目は須崎漁港水産基盤整備事業で、限度額680万円を510万円に補正するもの、2件目は白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備事業で、限度額490万円を480万円に補正するもの、3件目は消防施設等整備事業（消防団ポンプ自動車）で、限度額1,810万円を890万円に補正するもの、4件目は第4分団詰所建設事業で、限度額1,600万円を1,840万円に補正するもの、5件目は公共道路橋梁施設災害復旧事業で、限度額1,160万円を1,410万円に補正するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、15款2項1目1節県費土地利用規制等対策交付金3,000円の増額は交付金確定によるもの、20款4項4目15節保険金受入金57万8,000円の追加は、白浜板見漁港落石事故補償に係る保険金を受け入れるもの、21款1項1目1節水産業債180万円の減額は事業費の確定によるもの、21款1項3目1節消防債680万円の減額は、第4分団詰所建設事業費の事務費を起債対象としたため240万円の増額となるものの、消防団ポンプ車購入事業に対し、地域総合防災推進事業審査会事業補助金の交付が追加されることにより、起債を920万円減額したことによるもの、21款1項5目1節現年発生補助災害復旧事業債250万円の増額は、測量設計等を起債対象としたものでございます。

総務課関係、20款4項4目15節保険金受入金115万8,000円の増額は、台風15号被災保険金、長田サンデッキ火災保険金等10件の保険金を受け入れるものでございます。

市民課関係、15款2項1目2節県費地域防災対策費補助金631万9,000円の増額は、事業費の確定、防災ラジオ購入補助金の市町等防災資機材整備事業補助金から同時通報用無線施設整備事業補助金への組み替え、消防団ポンプ車購入事業に対する補助金が追加となったことによるもの、20款4項4目8節消防団員退職報償金受入金578万6,000円の減額は確定によるものでございます。

福祉事務所関係、14款1項1目1節国庫社会福祉費負担金36万3,000円の減額は、特別障害者手当等自立支援医療費、障害福祉サービス費それぞれの見込みによるもの。

4 ページ、5 ページをお開きください。

14款 1 項 1 目 5 節国庫・生活保護等負担金1,500万円の増額は、生活保護費増額見込みによるもの、14款 2 項 2 目 1 節国庫・社会福祉費補助金12万5,000円の増額は、地域生活支援事業費増額見込みによるもの、15款 1 項 1 目 1 節県費社会福祉費負担金25万円の増額は、自立支援医療費は50万円減額となるものの障害福祉サービス費75万円の増額が見込まれるため、15款 2 項 2 目 1 節県費・社会福祉費補助金100万1,000円の増額は、地域生活支援事業費、障害者自立支援事業費増額見込みによるもの、15款 2 項 2 目 3 節県費・児童福祉費補助金31万円の増額は、地域子育て創生事業は減額となるものの、子ども医療費、母子家庭医療費の増額が見込まれるため、17款 1 項 3 目 1 節社会福祉費寄附金113万円の増額は、6 件のほのぼの福祉基金への寄附金を受け入れたもの、20款 4 項 3 目 1 節民生費過年度収入256万5,000円の増額は、子ども医療費県補助金の返還に伴い健康保険組合から受け入れるもの、20款 4 項 4 目 4 節心身障害者扶養共済制度保険料受入金210万円の増額は見込みによるもの、20款 4 項 4 目 10 節同級他団体受入金30万1,000円の減額は、第 3 期賀茂地区障害福祉計画策定事業費確定によるものでございます。

健康増進課関係、12款 2 項 2 目 1 節保健衛生費負担金31万7,000円の減額は、第 2 次救急医療運営費負担金の確定によるもの。

15款 2 項 3 目 1 節県費・保険衛生費補助金791万3,000円の減額は、小児救急医療施設運営事業、特定健康課題支援事業、子宮頸がん等ワクチン接種促進事業確定によるものでございます。

環境対策課関係、13款 2 項 3 目 2 節清掃手数料354万8,000円の減額は、ごみ持ち込み量の減少、ごみ袋作製数量の見込みによるもの。

6 ページ、7 ページをお開きください。

14款 2 項 3 目 2 節国庫・循環型社会形成推進交付金104万円の減額は、浄化槽設置事業の見込みによるもの、15款 2 項 3 目 2 節県費・環境対策費補助金100万9,000円の減額は、浄化槽設置事業の見込みによるもの、16款 2 項 2 目 4 節その他物品売払代356万円の減額は、古紙類売り払い単価の減によるもの、18款 1 項 5 目 1 節水道事業会計繰入金36万2,000円の減額は、浄化槽設置事業の見込みによるものでございます。

産業振興課関係、12款 1 項 1 目 1 節水産業費分担金16万2,000円の減額は、事業費確定によるもの、12款 1 項 1 目 2 節農業費分担金80万円の減額は、農地災害復旧費が工事限度額を下回ったため、13款 1 項 4 目 7 節爪木崎自然公園使用料86万9,000円の減額は、爪木崎自然

公園夏期駐車場使用料確定によるもの、14款2項6目1節国庫・農林水産施設災害復旧費補助金6万5,000円の減額は、事業費確定によるもの、15款2項4目2節県費・林業費補助金11万円の減額は、松くい虫防除事業確定によるもの、同2項4目3節県費・水産業費補助金525万円の減額は、須崎漁港、白浜漁港整備事業費の確定によるもの、15款2項5目1節県費・商工費補助金155万5,000円の減額は、重点分野雇用創出事業の放課後児童クラブ特別支援事業、幼稚園特別支援事業等の事業費確定によるものでございます。

観光交流課関係、15款2項5目2節県費・観光施設整備事業費補助金210万1,000円の減額は、旧澤村邸整備事業費、市民文化会館前公衆トイレ整備事業費の確定によるものでございます。

建設課関係、14款2項4目2節国庫・都市公園費補助金18万円の減額は、公園長寿命課計画策定事業費確定によるもの、17款1項5目1節住宅費補助金304万7,000円の減額は、急傾斜地崩壊対策事業費確定による受益者寄附金の減額、17款1項5目2節都市計画費寄附金30万円の増額は、2件のふるさと応援寄附金、景観まちづくり基金分を受け入れるもの。

8ページ、9ページをお開きください。

20款4項5目1節歳計剰余金8万2,000円の追加は、東伊豆道路建設促進期成同盟会等解散に伴う剰余金を受け入れるものでございます。

学校教育課関係、12款2項1目2節児童福祉費負担金39万8,000円の減額は、放課後児童クラブ利用者負担金の減額が見込まれるものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、企画財政課関係、2款5項2目0660指定統計調査事業2万5,000円の減額は、事業費確定見込みによるもの、2款9項1目0910電算処理総務事業1,524万7,000円の減額は、事業費確定によるもの、12款1項1目予備費7,996万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項1目0100総務課関係人件費300万円の減額は、臨時雇賃金一般事務の不用額、2款1項3目0140行政管理総務事務13万6,000円の減額は、封筒印刷入札差金、2款1項5目0210財産管理事務25万7,000円の減額は、下田公園下不法占拠建物解体工事入札差金でございます。

税務課関係、2款2項2目0470市民税課税事務173万3,000円の減額は、電算処理アウトソーシング不用額、2款2項2目0472市税徴収事務300万円の減額は、課税見直しに伴う還付金でございます。

市民課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業3万5,000円の増額は、静岡県交通安全指導員設置費負担金確定によるもの、2款8項1目0860地域防災対策総務事務314万1,000円の減額は、防災ラジオ購入入札差金、同報無線保守点検及びバッテリー交換委託等の入札差金、8款1項1目5800下田地区消防組合負担事務7万5,000円の減額は、広域化制度設計業務委託料契約差金に対する負担金の減によるもの、8款1項2目5810消防団活動推進費587万8,000円の減額は、団員退職報償金及び消火用ホース購入額確定によるもの、8款1項2目5811賀茂支部消防査閲大会事業111万1,000円の減額は、賀茂支部査閲大会中止によるもの、8款1項2目5812静岡県消防査閲大会事業16万9,000円の減額は、事業費確定によるもの、8款1項3目5860消防施設整備事業243万6,000円の減額は、下大沢地区半鐘塔撤去費の修繕料から委託料への組み替え、消防ポンプ自動車購入入札差金、8款1項3目5862第4分団詰所建設事業44万9,000円の減額は、事業費確定によるものでございます。

福祉事務所関係、3款1項2目1051特別障害者手当等支給事務115万円の減額は見込みによるもの、3款1項2目1052在宅身体障害者（児）援護事業199万円の減額は、自立支援医療費の減額見込みによるもの、3款1項2目1053地域生活支援等事業52万円の増額は、移動支援事業の増額見込み、地域活動支援センター事業負担金の確定によるもの、3款1項2目1054身体障害者福祉推進事務24万円の追加は、一定基準の事務職を配置している事業所に対し助成をするもの。

12ページ、13ページをお開きください。

3款1項2目1070障害福祉計画策定推進事業39万5,000円の減額は入札差金、3款1項3目1102心身障害者扶養共済事務210万円の増額は、心身障害者の親族の所在が判明したため遡及して年金を支給するもの、3款1項4目1110精神障害者援護事業2,000円の増額は、精神障害者共同作業所運営費負担金確定によるもの、3款1項5目1120障害福祉サービス事業340万8,000円の増額は、制度改正による障害福祉サービスシステム改修費の増、福祉サービス費増額見込みによるもの、3款1項6目1150ほのぼの福祉基金113万円の増額は、6件のほのぼの福祉基金寄附金を基金へ積み立てるもの、3款2項1目1202在宅老人援護事業30万4,000円の増額は、配食サービスの件数の増加見込みによるもの、3款3項1目1451在宅児童援護事業307万5,000円の増額は、子ども医療費、同審査事務手数料の増額見込み、県返還金の追加によるもの、3款3項7目1700母子家庭等援護事業24万円の増額は、医療費の増額見込みによるもの、3款4項1目1751生活保護費支給事業2,000万円の増額は、見込みによるもの、3款5項1目1800災害救助総務事務400万円の減額は、東日本大震災見舞金等の確

定見込みによるものでございます。

健康増進課関係、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金6,000万円の減額は、国民健康保険事業特別会計において歳入で共同事業交付金の増額、歳出で共同事業拠出金の減額が見込まれ繰出金を減額するもの、3款8項1目1950介護保険繰出金553万8,000円の減額は、介護保険システム改修事業国庫補助金の減額、改修費契約差金の精算による減額、4款1項2目2020予防接種事業532万5,000円の減額は、予防接種の実施日の変更、接種回数等の減等による時間外勤務手当、医師謝礼、看護師謝礼の減額によるもの、4款1項4目2061第2次救急医療事業141万円の減額は、第2次救急医療施設運営費補助金の確定によるもの、4款1項5目2080共立湊病院組合負担事務1,404万6,000円の増額は、共立湊病院に係る交付税算定額確定によるものでございます。

環境対策課関係、4款3項2目2260ごみ処理手数料事務42万1,000円の減額は、ごみ袋作製数量の減、販売委託料の減によるもの、4款3項3目2280ごみ収集事務28万1,000円の増額は普通旅費、ペットボトル選別業務委託は減額となるものの債務負担行為の補正でもご説明申し上げましたが、平成24年度からの可燃ごみ収集業務を一部民間委託実施に当たり、業務慣熟のため試乗期間2週間分の収集委託料が追加となったことによるもの、4款3項4目2300焼却場管理事務175万5,000円の減額は、薬品費、精密機能検査業務委託の入札差金、4款3項5目2380環境対策事務63万8,000円の減額は水質検査業務委託入札差金、4款3項5目2383環境美化推進事業11万3,000円の減額は障害保険料契約差金、4款3項5目2384浄化槽設置整備事業425万円の減額は、浄化槽設置整備事業費の見込みによるものでございます。

産業振興課関係、5款1項6目3250基幹集落センター管理運営事業33万3,000円の減額は、浄化槽保守点検業務入札差金。

14ページ、15ページをお開きください。

5款2項1目3352松くい虫防除事業9万8,000円の減額は、松くい虫防除委託契約差金、5款2項3目3450保健休養林管理事業51万3,000円の減額は、夏期駐車場開設期間縮小による臨時雇賃金の減、浄化槽保守点検委託料入札差金の減によるもの、5款4項2目3750漁港管理事業57万8,000円の増額は、白浜板見漁港における落石事故賠償金を計上、5款4項3目3800須崎漁港水産基盤整備事業670万3,000円の減額は入札差金、5款4項3目3801白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備事業47万円の減額は入札差金、6款1項2目4050商工業振興事業10万7,000円の減額は、住宅リフォーム振興助成金確定によるもの、10款1項2目7052公共農地災害復旧事業（7月7日災）92万9,000円の減額は、事業費確定によるものでござい

ます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光総務事務19万2,000円の減額は、鉄道施設総合安全対策事業補助金、緊急観光対策交付金の確定によるもの、6款2項2目4252観光振興推進事業11万2,000円の減額は、静岡大型観光キャンペーン推進協議会負担金、伊豆半島ジオパーク協議会負担金の確定によるもの、6款2項3目4350観光施設管理総務事業5万円の減額は、長田区において砂防さくの効果検証のため、本年度、さくの設置を取りやめたことによるもの、6款2項5目4401市民文化会館前公衆トイレ整備事業312万2,000円の減額は、事業費確定によるもの、6款2項5目4451旧澤村邸整備事業10万3,000円の減額は、事業費確定によるものでございます。

建設課関係、7款5項3目5200県営街路事業負担事務209万2,000円の増額は、県営街路事業費の増額によるもの、7款5項4目5250都市公園維持管理事業65万1,000円の減額は、都市公園長寿命化計画策定事業費の確定によるもの、7款5項7目5465景観まちづくり基金30万円の増額は、2件のふるさと応援寄附金を景観まちづくり基金へ積み立てるもの、7款6項1目5500下水道会計繰出金400万円の減額は、浄化センター包括維持管理業務委託確定により減額相当額を減とするもの、7款7項3目5630急傾斜地対策事業304万7,000円の減額は、負担金確定によるもの、10款2項2目7357公共道路橋梁施設災害復旧事業(9月21日災)21万円の減額は、測量設計業務委託契約差金でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業120万円の減額は、入所者減による賄い材料費の減額、保育所支援員臨時雇賃金(重点分野雇用創出分)精算見込みによるもの、3款3項5目1650地域保育所管理運営事業23万3,000円の減額は、地域保育所支援員臨時雇賃金(重点分野雇用創出分)精算見込みによるもの、3款3項6目1452放課後児童対策事業10万4,000円の減額は、放課後児童クラブ支援員臨時雇賃金(重点分野雇用創出分)精算見込みによるもの、3款3項9目1747認定こども園建設事業17万円の減額は、調査測量業務委託料確定によるもの。

16ページ、17ページをお開きください。

9款1項4目6031特別支援教育体制推進事業10万2,000円の減額は、支援員臨時雇賃金(重点分野雇用創出分)精算見込みによるもの、9款3項1目6150中学校管理事業45万9,000円の増額は、平成24年度から稲生沢中学校の普通教室及び特別支援学級に必要な備品を購入するもの、9款3項2目6190中学校教育振興事業37万1,000円の増額は、同じく特別支援学級に必要な消耗品、教材備品を購入するもの、9款4項1目6250幼稚園管理事業28万

円の減額は、支援員臨時雇賃金（重点分野雇用創出分）精算見込みによるものでございます。

生涯学習課関係、9款5項4目6500芸術文化振興事業34万8,000円の減額は、三穂ヶ崎台場遺跡土地購入費確定、吉田松陰寓居処火災通報装置設置の取りやめによるもの、9款5項5目6550公民館管理運営事業12万円の減額は、浄化槽清掃検査料の減額によるもの、9款6項2目6750吉佐美運動公園管理運営事業4万4,000円の減額は、浄化槽清掃検査料確定によるものでございます。

施設整備室関係、2款1項15目0225新庁舎等建設推進事業220万円の減額は、入札差金によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第7号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第8号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

補正の主な内容でございますが、歳入で、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金等の増額、歳出で、高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の減額があり、一般会計繰入金を減額するものでございます。

補正予算書の97ページをお開きください。

平成23年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,669万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,919万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の98ページから99ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項2目1節国庫・高額医療費共同事業負担金100万8,000円の減額は確定によるもの、3款1項3目1節国庫・特定健康診査等負担金118万円の減額は、概算金額の見込みによるもの、3款2項1目2節国庫・特別調整交付金255万8,000円の増額は、国保連システム最適化事業分や平成22年度決算分の追加によるもの、3款2項4目1節国庫・国民健康保険災害臨時特例補助金3万3,000円の追加は、東日本大震災下田市避難者

の国保減免分の補助を受け入れるもの、4款1項1目療養給付費交付金・現年度分1,152万1,000円の増額は、退職医療費増額によるもの、6款2項1目1節県費・高額医療費共同事業負担金100万8,000円の減額は確定によるもの、6款2項2目1節県費・特定健康診査等負担金118万円の減額は、概算金額の見込みによるもの、7款1項1目1節高額医療費共同事業交付金・現年度分922万3,000円の増額は確定によるもの、7款1項2目1節保険財政共同安定課事業交付金・現年度分1,670万8,000円の増額は確定によるもの、9款1項1目5節その他一般会計繰入金6,000万円の減額は、歳入の増、歳出の減に伴い一般会計からの赤字繰り入れ分を減額するもの、11款3項1目1節特定健康診査等受託料236万円の減額は、確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項2目8310国民健康保険連合会負担事務164万8,000円の増額は、システム最適化事業期間延長に伴う追加負担金を支払うもの、7款1項1目8470高額医療費共同事業医療費拠出金403万3,000円の減額は、拠出金確定によるもの、7款1項2目8471保険財政共同安定化事業拠出金2,343万8,000円の減額は、拠出金確定によるもの、8款1項1目8480特定健康診査・保健指導事業976万9,000円の減額は、事業費確定によるもの、8款1項1目8485健康管理普及事業90万1,000円の減額は入札差金、12款1項1目予備費980万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第8号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第9号 下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の123ページをお開きください。

平成23年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ273万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,403万9,000円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の124ページから125ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項4目1節国庫・介護保険事業補助金280万8,000円の追加は、介護保険システム改修事業に対する補助金、8款1項4目2節事務費等繰入金553万8,000円の減額は、歳入の介護保険システム改修事業に対する補助金の増額と、歳入歳出の介護保険システム改修事業の減額により繰入金を減額とするものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目9201介護保険電算システム整備事業273万円の減額は、介護保険システム改修業務委託契約差金でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第9号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第10号 下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の135ページをお開きください。

平成23年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ295万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,593万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の136ページから137ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」によるということで、補正予算書の138ページをお開きください。

繰越明許の事業は1件で、2款1項事業費の下水道枝線管渠築造事業で、中地区下水道枝線管渠築造事業で、年度内に完了する見込みがつかないため繰り越しをさせていただくものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要、22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節下水道事業負担金100万円の増額は、下水道事業受益者負担金の新規賦課分の増及び分割納付分の一括納付によるもの、5款1項1目1節一般会計繰入金400万円の減額は、歳入の受益者負担金の増額と歳出の包括維持管理業務委託

料の減額により繰入金を減額するもの、7款3項1目3節保険金受入金4万7,000円の追加は、台風15号による武ヶ浜ポンプ場玄関ガラス破損に係る保険金を受け入れるものでございます。

歳出でございますが、1款2項2目8820下水道施設管理事業300万円の減額は、下水道施設包括的維持管理業務委託料の精算によるもの、4款1項1目予備費4万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第10号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、議第7号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第9号）から議第10号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）までの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） 引き続きまして、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計補正予算のご用意をお願いいたします。

議第11号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

補正第5号の主な内容でございますが、収益的支出におきまして、浄化槽設置整備事業負担金の減額が主なものでございます。

1ページをお開きください。

まず、第1条でございますが、平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出でございます。

予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、支出で、第1款水道事業費用を36万2,000円減額し6億5,632万円とするものでございます。内訳としたしまして、第1項営業費用を36万2,000円減額し5億2,631万3,000円とするものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業会計予算実施計画でございます。収益的支出、1款水道事業費用を36万2,000円減額し6億5,632万円とするものでございます。内訳としたしまして1項営

業費用36万2,000円の減額は、先ほど申し上げましたが、合併処理浄化槽設置整備事業水道水源上乘せ分の基数が7基から2基になったため、1目原水及び上水費負担金を5基分36万2,000円減額補正するものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業会計資金計画でございます。受入資金は補正予算額ゼロ円で11億9,073万9,000円、支払い資金は36万2,000円減額し9億8,296万5,000円となり、この結果、年度末における資金残高は2億777万4,000円を予定するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。補正第4号の予定貸借対照表に補正第5号の補正予算額を増額したもので、6ページ末尾に記載してありますように、資産合計は65億4,424万円となるものでございます。

7ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は65億4,424万円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合するものでございます。

8ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。1の営業収益6億8,422万5,000円から2の営業費用5億1,812万8,000円を差し引きますと、営業利益は1億6,609万7,000円となるものでございます。

次に、3の営業外費用524万4,000円から4の営業外費用1億1,009万6,000円を差し引きますとマイナス1億485万2,000円となり、その結果、経常利益は6,124万5,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損金500万円と、7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益は5,224万6,000円を予定するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第11号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大黒孝行君） 議第7号から議第11号までについて、当局の説明は終わりました。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前 11時47分休憩

午後 1時 0分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第7号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第9号）に対する質疑を許します。
5番。

5番（鈴木 敬君） 二、三お聞きします。

まず、税務課ですか、市税徴収事務300万円、これが市税還付金（固定資産税・都市計画税）というふうに書いてありますが、これのちょっと内容がよくわからないので、これはどういうことなのか教えてください。

そして、2点目は、浄化槽設置事業補助金が425万円の減になっています。大分減になって事業費が当初予定の半分ぐらいになっているのではないかというふうに思うんですが、こちら辺の何がそうなっているのかという原因とか理由、状況を教えてください。

それと3点目に、旧澤村邸整備事業、これちょっとうわさで聞いて、うわさでこんなところで質問をするのも悪いのかなと思うんですが、この旧澤村邸整備事業の実際工事をやった人たち、例えば左官とかそういう人たち、どうも下田市以外の人たちが入っているのではないかと。下田の左官屋さんとかそういう業者が仕事を受けていないのではないかと。そういうふうなことを近辺の人で言う人がいましたので、具体的に元請はたしか加藤工芸社だと思ったんですが、実際にこの業者、どういう業者が左官なり何なり、大工工事なりをやったのかというところがもしわかれば、そこら辺のところを教えてくださいというふうに思います。

とりあえず3つお願いします。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田眞理君） ただいまのご質問の中に、税務課の市税還付金300万円についての内容をということでございまして、これにつきまして説明のほうをさせていただきたいと思います。

1つの施設を有しているところがございますけれども、そちらのほうで所有しております土地の単価の見直し、それから用地面積、家屋、それから所有しております償却資産という固定資産税に係るすべての課税の見直しをさせていただきました。その結果、300万円還付が発生をするということで、この金額を補正させていただきたいということでございます。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） 浄化槽設置事業につきましては、当初、単独浄化槽から合併浄化槽への設置がえ基数を16基見込んでおりましたが、8基ということで確定いたしました。

ので、積算ルールに基づきまして減額をいたしました。

以上です。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 旧澤村邸の件でございますが、旧澤村邸の蔵の改修工事に関しましては、株式会社加藤工芸社のほうが落としております。それと、旧澤村邸のナマコ壁の外壁改修の委託のほうですけれども、こちらは下田左官組合のほうにお願いしていますので、その左官組合のメンバーの中でやっているのか、それとも外部からの応援を求めているかということについては、ちょっと今はっきりしたことは申しかねますけれども、あくまでも下田左官組合のほうとの委託ということになっております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 固定資産税のことなんですけれども、見直しによって300万円、これは多く取り過ぎたから返すという、そういう意味での還付なんですか。支出のほうになっているので、入金ではなくして支出するほうに300万円というのが出ているもので、これは多く取り過ぎたということなんですか、これについてもう一回ご説明をお願いします。

もう一つ、浄化槽なんですけど、なぜ当初16基が8基しか設置がされなかったのかと、そこら辺の事情というのは何かしら理由があるのか、それとも何も無いけれども自然とそうなっちゃったのか、そこら辺の事情がわかればというふうなことでお聞きしたんですが。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田眞理君） 大変申しわけないんですけれども、この施設1施設です。スポーツ施設です。スポーツ種目の1つのためにつくられている施設です。こんな非常に歯切れの悪い答弁で大変申しわけないんですけれども、個人情報の関係で名称や、それが特定できてしまうような用語を使用して説明ができないもので、その辺ご理解をいただきたいと思いません。

税金を取り過ぎていたのかということでございますが、先ほど答弁させていただいたように、確かにご本人様のほうから見直しをしてほしいという申し出がありまして、その申し出を受けたときに、すべての課税の見直しをさせていただくということで、こちらのほうの数字は単年度分だけではなく、過去にさかのぼる5年間分の税金の還付ということになっております。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） 浄化槽設置の基数の減の理由ということでありますが、あくまで浄化槽設置事業につきましては、個人が事業主体であります。担当課といたしましても、各水道や水道事業を行っている業者さんに、合併浄化槽に切りかえる方を探してくださいといたしますか、お願いはした中で、平成23年度においては8基となったということで、その理由につきましてはちょっと景気が悪いのかというようなことで考えております。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑は。

6番。

6番（岸山久志君） 生保の金額が大分増えていますが、現状の状況と他市と比べての状況、そして健常者、生保の人数等わかりましたら教えていただきたいと思います。

それから、環境対策のほうで可燃ごみ収集業務委託なんですけれども、これは委託先が入札によって決まるということですので、入札によって委託先が決まったのかどうか、そしてまた、入札状況がもしわかりましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） 生保の状況ということで、説明をさせていただきます。

今回のまず補正の要因でございますが、すべて医療費の増加に大きな原因を持っております。この医療費ですが、11月分の請求ということで病名でいいますとがんとかで入院するという人が多くて、入院費にかかる費用が大分増えた。1件でいえば大体300万円とか、100万円から200万円、そういう方が多かったものですから、11月の支払いが大分増えたということで、見込みより今回の補正額分だけ不足するであろうという見込みで計上させていただいております。

まず、生活保護の状況ですが、平成23年2月末現在で260世帯、315人というふうな数値になってございます。この保護世帯の割合ですが、高齢者世帯が大体59%、傷病世帯で18%、障害世帯が9%、その他が14%ということで、高齢者と障害・傷病世帯が大半の86%程度を占めておるとい状況でございます。

あと、各市の状況ということですが、ちょっとこちらのほう手元に持ってございません。ただ、この伊豆の東部ですね、東海岸あたりは保護率が高いという状況には変わっておりませんが、今は東伊豆あたりもちょっと高くなってきております。下田は今年の当初から比べましても、この4月、239世帯、301人でしたのが、今申し上げましたとおり260世帯の315人というふうになっております。前回12月に補正をお願いしました時点からは、人数とかそれ

ほど変化はございませんが、先ほど申し上げましたとおり補正の要因としましては医療費の増大だということで説明をして、終わらせていただきます。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） 可燃ごみの収集業務委託につきましての現状でございますが、今回の補正予算の議決を受けましたら、すぐ指名通知のほうを出しまして、入札執行のほうをしたいと考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 6番。

6番（岸山久志君） この予算が通れば入札、可燃ごみですが、そういうことですか。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） そのとおりでございます。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

14番。

14番（大川敏雄君） 私から2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

今回の3月の議会は、23年度の今議会における補正、さらには今月末の専決処分というようなことで、大体想定されるのはそういう補正の手続がされると思います。そこで今回、これは説明書のほうの60、61ページですが、ここで観光関係でございますが、観光施設管理費の関係でございますけれども、実はロシア友好記念碑設置工事につきましては、当初予算で議会は否決をいたしまして予備費にいたしました。その後、市長が頑張って12月議会で60万円の設置工事の予算を補正で議会の承認を得たわけです。また一方、いわゆる23年度の当初予算でロシア石碑の除幕式典をやるんだと、こういうようなことで40万円振興公社に対して国際交流推進事業ということで補助金を、23年度の当初予算で対応をいたしました。

そこで、この予算の編成のルールから申し上げますと、本年度、いわゆる3月末までに除幕式典あるいはこの石碑が設置されると、こういう理解が通常の常識的な判断になりますが確認いたします。これらの式典やあるいは記念碑の設置工事については、3月末までに完了するかどうか、これをまず第1点確認をいたします。

それから、もし3月を越えて4月に入って、いわゆる設置工事なり式典をやるということになれば、当然、それらの予算の修正手続が必要に相なってくるわけあります。この辺について、ひとつ赤裸々に当局の考え方をお聞きしたいと、これが1点です。

それから、2点目には、同じく68ページ、69ページですが、常備消防費のいわゆる駿東伊豆地区消防救急広域化研究協議会の運営費の負担の金額を7万5,000円減額してまいりました。実は私も消防議会の議員でございまして、去る2月28日にこの消防救急広域化の審議状況について、協議会で約30分程度事務局から聞きました。そこで、もう一度整理しますけれども、この協議会の目的は、消防庁長官の通知で平成18年7月、いわゆる市町の消防の広域化を図ろうと、平成24年度末までに広域化を実現すると、こういう基本方針でその具体的な検討をするために、平成22年7月9日、いわゆる広域化の研究協議会が設立をされました。この協議会では、下田の市長は幹事に選任されているのであります。

そこで、今回のこの予算でございますが、3月26日に最終の協議会をやる予定になっていると。そして、この協議会は本年3月で解散をすると、こういう説明を承ったわけでありませう。そこで問題は、今のこの協議を進める中で、結局は広域化がどういう制度で広域をつくっていくかというのは、いろいろ思惑があって今まとまっていないというのを聞いているわけです。しかし、一方は、今年の5月までに新消防本部の指令センターの位置を決定しないとまずいと、こういう時間的な制約があるわけです。当然、これまでは広域化が可能な消防本部の枠組みを決めた上で、指令センターの位置を決定しなければならないというのが、通常の常識的なまともな手続であります。

そこで、市長にお伺いしたいんですが、これは大変協議会で聞いてうまくいくんだろうかと、それぞれ思惑があって、相当対立がある。対立というか意見の違いがある。これをわずか3月、あと2カ月でいい結論が出るのかどうなのか。いわゆる枠組みが決まるのかどうなのか、この点について、市長の見通しについてひとつご回答をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（石井直樹君） 駿東伊豆地区消防救急の広域化の問題ですが、なかなかやはり合併と一緒にしたいで、いろいろ地域間の温度差があります。私もこの賀茂地区の3消防組合の幹事として会議の中では発言させていただいておりますし、また、賀茂の1市5町の首長会議も開きまして、この消防についてすべて自分たちの考え方をまとめていこうというような調整をさせていただいております。今のところは我が賀茂地区の場合ですと、将来のデジタル等の大きな資金投入という中では、この広域化の中に原則的には入っていこうという意思統一はできております。しかしながら、今申し上げましたように、この3月26日に協議会が開かれるんですが、そこで現在各市町ではこの協議会に参加するかしないかという意向調査を

もう既にやって、我々賀茂の1市5町は参加するという意向で出させていただいておりますが、三島、あるいは長泉その辺の、あるいはあと裾野市もあるんですが、この辺のかなりスムーズに行っていない部分がありまして、我々とすれば大変危機感を持っております。

というのは、今後この国からの補助を受けてやっていくには、10年先ぐらいまでのことをずっと検討して考えているんですが、もしこの5月までにいわゆる法定協を立ち上げることができない、あるいはもう1点、合併議論のときもそうだったんですが、とにかく法定協を立ち上げて、また同じような意見を言っていて、途中で破綻をしたら、我々この賀茂の市町は今後、大きな財政投資が出てきます。これは大変危険なことであろうということで、この3月26日の会議の中で中途半端な形で進んでいって、法定協を立ち上げようということであれば、そのときには私は1市5町の代表として意見を言わせてもらって、万が一のときには抜けさせてもらおうと、こういう発言をするかもしれません。これは1市5町の中でしっかり議論をして、その後に、例えばこの地区の3つの消防組合が一緒になるということがベターでありますけれども、また、それもうまくいかないという想定もされますが、とりあえず私の今の使命とすれば、将来、この地区において行政に大きな負担を与えるような方向性をつくってはいけないという思いでありますので、今のところはまだ26日の会議に臨んでみなければわかりませんが、この賀茂の地区の形とすれば、今言ったようにとりあえずは全部が必ずやる、つくるという方向性が出れば、条件なしで出れば参加する方向、そうでなくて、中途半端な形で進むということであれば、我々はそこから脱退する可能性もあるというような今方向性をつくって、前に進んでいきたいというふうに思っているところです。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） ロシア友好都市記念碑の設置の関係でございますが、一応設置は3月中ということで考えております。

式典ですけれども、クロンシュタットの方からそういった方が見えられるという日程がなかなか困難をきわめまして、今のところ式典自体を5月17日に来るといような方向になっておりますので、そのときに正式に式典というか、お披露目をするといようなことで現在調整しています。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 多くを申しませんが、まず、消防関係ですが、市長、ぜひいろいろな合併のときもそうだったし、あるいは共立のこの病院問題もそうです。3月26日の協議会

が行われた後、全協でも何でもいいから、おい、こうなったよと、こういう状況だよというのを、ひとつ議会に赤裸々に報告したり、ぜひそういう情報をオープンにして、そして我々のささいな意見を、いいという意見は採用すると、こういうような手続をひとつ非公式にしてもやる必要は僕はあると思います。ぜひそれはひとつ一考していただきたい。あるいは市長の、当局だけの判断で突っ走らないと。これは大変僕も聞いて、またこれは合併の二の舞になる可能性は十分あるなど、こういう危機感を覚えたので、今回補正でたまたま7万5,000円減額するというこの予算が出たので、あえて質問をさせていただきました。よろしくどうぞ。

それから、わかりました。ロシアのこの記念碑の設置工事は、予算どおり3月末に設置をすると。では、しからは当初予算に、これは本当に下田市の議会も審議がちょっとおかしかったんですが、ロシアの記念碑だけは予備費に充当してこっちは通してしまった。しかし、今5月17日に除幕式をやりたいと、この予算は生きているわけです。ところが、平成24年度の下田市の予算をちょっと昨日見ましたら、460万円、昨年この国際交流に補助しているんです。それが今年は420万円になっている。40万円減額している。つまりは、来年の予算はないということです、4月以降は。だとすると、本年度の予算を生かすのか、この辺の取り扱い、わずか40万円だけれども、年寄りからすれば厳しくひとつきちっと議会に対する手続をして、修正するものはする。そうしないと予算と執行の関係で矛盾が発生すると思いますが、副市長、どうですか。あなたの意見は。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今、議員が言われたように23年度当初予算に、振興公社のほうにその関連予算として40万円計上してございます。現在でも振興公社のほうへやるという予算は生きております。大変恐縮ですけれども、これはもう今年度中にその予算執行はできない。それから、また、オロシャ祭にあわせてやりたいという思いもありましたもんですから、40万円ということの計上をお願いしたわけですが、その除幕式といたしますが、式典も本当に小さくして、余り経費のかからないような形でやらせていただきたい。そのために、この40万円におきましては不用額で残します。そのようでご理解をいただきたいと思っております。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 補正予算書の6ページの追加の可燃ごみ収集業務委託の債務負担行為

について、1点お尋ねをしたいと思います。

23年度予算の計上が68万円であると、24年度以降は5,280万円だということでございますので、まず、この入札につきまして、何社にどのようにやることになったのか。伊豆新聞紙上によりますと、前回私もこれはきっちり入札にすべきだと、こういう意見を申し上げまして、入札をするということになって、3社がその対象だというような報道がされているわけですが、どういう形になっているのかきっちりご報告をいただきたいと思います。

それから、この23年度の68万円については、2週間ほどですか、訓練をするというかテストをするんだとこういうことでありますが、委託をする業者に4月いっぱいまで職員がそこにおいて、きっちり収集をしていると、ダブるわけですね。しかも68万円を今年度に払うのかと、その2週間のためにですね、こんな思いがするわけですが、どういうことにこの債務負担行為がなっているのか。しかも、この5地区のうち3地区ですか、台数にして3台を委託するんだという計画になっているようでありますが、そこで働いていた6人の臨時職員の人たちには、どういう形態にする予定なのか。伊豆新聞によりますと、清掃事務所内のほかのサービスに回すんだというぐあいに受け取れるような記事も書かれているわけですが、その一方で解雇をすると、このような言い方もされていようと思うんですが、その実態はどのように考えられているのか、市長からのご答弁をいただきたいと、こう思うわけです。

2点目は、この補正予算の概要のほうの6ページ、7ページでございますが、上から3行目になると思いますが、資源ごみの売り払い代が356万円の減であると。なぜ356万円もの減になるのか。私の推測ですと、これは23年度から資源ごみの収集を特定の業者、栄協メンテナンスが集めてきたら、その業者が持って行っていいと、こういう内諾といいますか答弁書を当局が出しているわけです。それに基づいて売り払い代が356万円も削減をされると、こういう結果になったのではないかと思うわけです。実態はどうなっているのか、収集量がどれだけで、どういうわけで356万円の減になったのかと、単価そのものが非常に22年度と比べて安くなっていると、こういう現状があるのではないかと思うわけです。収集してきたごみ全部の量を入札をするということをしていない結果、こういうことになっていようかと思うわけです。その点についてどう理解しているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、12ページの共立湊病院組合の負担金が、交付税が上がって1,404万6,000円増額になったんだと、こういうことでございますが、詳しい内容をお知らせいただきたいという点と、今後この病院に対する交付税というのは、新しい病院ができるわけですが、ど

ういう形になっていくのか、23年度より増えるのか、減るのか、あるいは同じ額になっているのか、それらの点をお尋ねしたいと思います。

それから、12ページ、13ページであります、ごみの収集業務のところでは可燃ごみの収集委託68万円が出ておりました、それは当初のところでは言ったことと同じことになりますので、箇所としてはここで68万円が出ているわけです。

それから、このところでペットボトルの適用基準選別業務委託が27万円の減額になっておりますが、あわせてこのご説明もいただきたいと思っております。

とりあえず以上でございます。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（石井直樹君） 特に市長ということでございますから、収集業務の臨時職員の雇いどめの件につきましては、今までどおり何回もこの議会の中でも考え方というのを示してきたとおりでありまして、早いうちからそういう計画を示しながら、職員にも説明し、予定どおりの計画どおりの進捗をしておるといふふうに考えていただくしかないといふふうに思っております。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） まず、可燃ごみ収集業務委託につきましては、最初に職員のほうが受託業者と臨時職員のほうが同じ業務をしてダブるのではないかということなんですが、まず、こちらのほう環境対策課のほうとしましては、3月19日から3月30日の間の計8回につきまして、収集車5台に受託業者の職員に乗ってもらいまして、収集箇所の把握、また違反ごみ等のルール等の把握をしてもらうということで、あと現在おります臨時職員の方については、各ステーションに回って曜日等の変更の看板を設置していただくということになります。ですから、職員は収集車に2台、正職員が運転手、受託業者が助手ということで考えております。

次に、資源ごみの売却台の356万円の減額につきましては、この資源ごみの中にはアルミ缶、混合プレス、古紙類、廃食用油、古着類、ペットボトル等の売却収入があります。その中で、今回補正に出ましたのはそのトン数、またアルミ、混合プレス、古紙類につきましては、前期、後期と見積もり合わせを実施した中での単価を計算した中での金額であります。これを詳しく言いますと、アルミ缶につきましては当初22トン予定しておりましたが24トンと見込み、2トン増で、単価につきましては当初11万円が12万円で計算しますと52万9,000円の増。混合プレス材につきましては100トンを予定しておりましたが、108トンの見込みと

ということで8トンの増、金額につきましては2万3,000円が2万5,000円ということでありますので、その差額として40万5,000円の増、古紙類につきましては、当初700トンを予定しておりましたが、見込みでは692トン、単価がトン9,000円がトン3,150円、8トン減で443万9,000円の減ということであります。

この古紙類の単価につきましては、当初予算と大幅に金額が違いましたので、近隣の町に確認しましたところ、東伊豆、河津町でやっております一部事務組合においてはトン500円、キロ0.5円、南伊豆町では段ボールがキロ2円、新聞がキロ1円、これの処理費につきましては運搬費ということで別に払っております。松崎町においては段ボールがキロ3円、新聞紙がキロ2円、これの運搬費についてキロ10円を支払っている等で聞いております。この単価については、当初予算の大幅な見込み違いということで考えております。

その他の廃食用油2トンが4万1,000円の増、古着類が15トン減額になりまして6万9,000円、ペットボトルが2トン減で2万7,000円と細かく積算した結果でございます。

最後の質問で、ペットボトルの処理委託につきましては、毎年夏期におきましてごみ収集で職員がペットボトルのほうを処理する時間がないということで、毎年予算計上しておりましたが、23年度においては新規にペットボトルの減容器を購入しました結果、作業の効率化が図れて本来委託していましたシルバー人材センターのほうには委託せずに済んだということでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 歳出補正予算の概要の12、13ページの中の共立湊病院組合負担金1,404万6,000円、これについての詳細についてお尋ねが1点ありまして、あと来年度はどうかと、こういった2点のご質問だったと思いますので、それについてお答えいたします。

この負担金につきましては、企画財政課長の説明が当初あったとおり、普通調整交付金と特別調整交付金、こういった算定に基づく数値を負担金として共立湊病院組合にお支払いをしているわけでございます。今回の補正の内容につきましては、病床分、これが147万1,000円の増、あと小児救急及び感染症病床、こういったものが特別調整交付金として算定がなされました。こういった23年度の特別調整交付金と普通調整交付金の確定に伴って算定額が確定したということで、その負担金を1,404万6,000円としてお支払いするものです。

あと、これが来年度どうなるのかというご質問でございますが、12ページに計の欄で

7,968万6,000円という数字が出ております。24年度の当初予算の額では、ここを8,157万9,000円としてございます。若干増えるという形になっております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 家庭ごみの収集について、再度お尋ねをまずしたいと思います。

5台の収集車に正規職員が運転手として乗って、新たに受託されるであろうところの方が補助で乗ると、こういうことだと、やはりどこにどう回ってどう運転するんだと、補助員であって、その方は運転するということにはならないのではないかというぐあいに思うわけですが、そういう疑問と、実態的に4月まできっちりそういう作業ができるのに、この23年度はそこに委託をすると。おかしいんじゃないかというぐあいに思うわけです。それなら、車もちゃんとその業者が自らの車を出すと、こういうことですので、あとをきっちりついてきてもらうなり、そういう体制にすべきではないかと思うわけです。それでは、ちゃんとした正規の意味での作業の引き継ぎがそれでできるのか、こういう疑問が大変出てこようかと思えますし、作業の引き継ぎにやはりそれはこちらでその費用まで見るというのはいかがなものかと、こういう疑問も当然そこに出てこようかと思うわけですが、その点はどのようにお考えになっているのか。本当に市の体制としてそれが必要でやっているのではなくて、業者の、受託者の要請に従ってそういう仕組みをつくっているんじゃないかと、こんな思いがするわけですが、その点はどうか、こういうことであります。

それから、有価物の売却代につきまして、特に古紙、段ボール類の値段の下がったことによるんだと、こういう説明でございますので、それぞれの資料を本議会に、今、口頭でお答えいただいたわけですが、なかなか理解が難しい面もあろうかと思えます。数字のことですので、処分予定のトン数、単価等々昨年と今年の比較、あるいは他町村との比較もご報告いただいておりますので、それらの資料を提供していただきたいと、議長にお願いをして当局にお願いしていただきたいと思えます。

それから、もう1点、この共立湊病院の交付金であります。ご案内のように154床の病院が50床の運営でしかない、こういう形態の中で154床分の満額の交付税が来たと、こういうぐあいに考えていいのかと。新しい病院も154床あるにもかかわらず105床で運営するんだと。いつ154床の運営になるか今のところでは報道がされていないと思うわけですが、このきっちり予定した病床数が利用されていないという現状の中で、国との関係とありますが、交付税の関係は心配がないのかと、名目どおりの154床分の交付税が来るのかと、こういう

点について再度お尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 今年度の普通調整交付金の病床数については、150床と感染症の4床、こういったものが来ております。来年につきましても、一応154床ということで算定をしております、普通調整交付金の分が病床分、あと救急告示分が普通調整交付金、あと特別調整交付金の分として小児救急と感染症のこの分が来年も引き続き交付されるということで、予算の要求というんですか、当初予算の内容はそのような形になっております。これは組合のほうとの協議の中で来年度の予算を立てておりますので、こういった形で来年も来るということの想定の中で、来年度についての予算もそうなっております。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） まず、今年度補正に載せました68万円の金額の算定根拠でございますが、まず、3月30日まで8回受託業者の職員に乗ってもらうということで、それも5人です。それに静岡県の労務単価の金額を掛けて算出したものでございます。

どこにどう回って、どのようなことをするのかということが疑問ということですが、まず、現在のごみの収集地区につきましては、今後、委託する地区、市で直営収集する地区が混合しております。この地区につきましては5人の職員の方に順次その地区を回っていただいて、まず収集場所の把握をしていただくということです。委託となれば今度収集ルートのを変更いたします。ですから、今の市の直営で回っているルートと全然違うルートになりますので、受託業者が決まって、市の収集車の後ろについて回るということは意味がないというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 先ほどの有価物の資料はご提供をいただけるのか、確認をいただきたいということが1点と、すべてのルートを5台にこの職員が乗ってやると。5地区のうち3台云々という話でしたけれども、そうではなくてすべての収集地区にこのテストケースで乗ってやるんだと。家庭ごみの収集全部をこの業者に委託する体制をつくらうという、こういうことなんでしょうか。私の理解は3カ所について委託をするというぐあいに聞いていたものですから、3カ所についてそういうテストケースをするのかと思ったら、今のご答弁ですと5地区すべてにこういうテストケースをするんだと、こういう回答のようですが、その点はいかがかと。

それから、もう1点、交付税を扱っている担当課長さんにお尋ねしたいと思いますが、105床ではなくて、届け出が50床で届けているものが150床の交付税を受けると、こういうことが法的に許されるのかどうなのか。どういうことになっているのか。

新しい病院も105の稼働で154床の交付税がいただけると、こういうことは法的に正しいことなのかどうなのか、間違いはないのかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） まず、可燃ごみの収集業務のほうですが、私のちょっと説明の仕方が悪かったと思いますが、まず、現在の収集地区、5台で収集している地区については、旧町内からいきなり白浜地区へ行ったり、旧町内からいきなり稲生沢地区へ行ったり、朝日地区へ行ったりと、要は今後委託を予定している地区についても、市の直営と委託の混合があるわけです。ですから、その受託業者が市の収集車に乗る場合は、委託するところも行くし、直営で収集しているところも行かないと収集がまずできないということになります。

先ほどの資源物の関係の資料につきましては、こちらのほうで資料をつくってありますので、議長の許可がいただければ提出のほうはさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 現在も実態は登録の病床数ではないのかもしれませんが、あくまでも普通病床150床、感染症4床ということで登録されて認可を受けております。それに対しての交付税、普通交付税、特別交付税が来ておりますので、この辺はあくまでも150床、154床の病院であるということで、交付税もしっかりいただいておりますので問題ないとは思っております。その辺の法というのは何法のことを語っているのかちょっとわかりませんが、今の現状は今年急になった話ではございませんので、そのとおり登録のほうは154床でいただいておりますので、何ら法的に間違ったことを総務省のほうも計算間違いをしているとは思っておりません。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第8号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第8号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第9号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第9号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第10号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第10号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第11号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第11号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議長（大黒孝行君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会をいたします。

明日8日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は9日午前10時より開催をいたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、この後、各派代表者会議を開催いたしますので、代表者の方は第1委員会室へお集まりください。

ご苦労さまでございました。

午後 1時56分散会